

令和7年度 第9回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和8年3月13日（金） 午後1時30分から午後3時40分まで

2 場 所

W e b会議形式

3 出席者

委 員：齋藤委員長、大瀧委員、松田委員、洞田委員、八田委員、倉田委員、
笹川委員、水田委員、本間委員（9名）

事務局：環境生活部 庄山次長、渡邊環境対策監
環境政策課 二川課長、三田副課長、眞田班長、今川主査、
二上副主査

傍聴人：5名

4 議 題

- (1) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
- (2) (仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) (仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1-2 習志野市新清掃工場建設事業に対する意見（論点整理）【新旧対照表】
- 資料 1-3 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（答申案）
- 参考 1-1 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 参考 1-2 市長意見の提出状況
（習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書）
- 資料 2-1 （仮称）銚子西風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2-2 （仮称）銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書事業者説明資料

別紙 審議等の詳細

議題(1) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について(答申案審議)

○事務局より資料1-1、資料1-2及び1-3について説明

(委員)

資料1-2 3 (5) イにおいて、解体工事で発生する廃棄物についての意見が記載されているが、この意見を答申ではなく指導としている理由は何か。

(事務局)

廃棄物の適正処理を念押しする意見のため、答申ではなく指導とした。

(委員)

本事業は、解体工事も含めて環境影響評価の対象としているとの考えでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料1-2 3 (1) イの意見は、千葉市長の意見を踏まえたものだが、千葉市長意見ではダウンウォッシュについては言及されていない。本意見でダウンウォッシュについて言及した理由は、市長意見の「煙突の位置及び出口周辺の形状」という記載内容を踏まえてのことか。

(事務局)

そのとおりである。千葉市にも確認し、趣旨を具体的に記載したものである。

(委員)

千葉市は煙突によるダウンウォッシュを懸念して意見したということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

3 (4) イの意見は、前回委員会での委員意見を踏まえて、答申に追加しているものだが、こちらの文言については問題ないか。前回発言した委員に確認したい。

(委員)

問題ない。

(委員)

答申案への異義がなく、修正がないので、原案をもって答申とする。

議題（２）（仮称）銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１について説明。

質疑なし

○事業者より資料２－２について説明。

（委員）

３点伺いたい。

１点目は、既設の風車のうち、更新するものとししないものがあるのはなぜか。

２点目は、椎柴風力発電所の風車の老朽化とはどのようなものか。具体的に教えていただきたい。

３点目は、なぜ新設風車の計画は６～７基と幅があるのか。また、変電所の位置はどこか。

（事業者）

１点目については、既設の風車は全て撤去する計画であり、継続して運用する風車はない。更新サイトでは、同位置に４基設置し、新設サイトでは最大３基設置を計画している。

２点目については、椎柴風力発電所の風車は２００９年３月に運用を開始しているが、特に老朽化している箇所はない。銚子高田町風力発電所については２００６年３月に運用を開始しており、今年で満２０年経過することから、当社の子会社である黒潮風力発電所が、今年の夏頃に、風車の撤去を計画しているところである。風車は、耐用年数に基づいて撤去するものであるが、劣化の詳細については風車を運用する部署に確認して回答する。

３点目については、風車の設置場所は地権者と交渉しているところであり確定していないことから、６～７基としている。また、変電所は特別高圧変電設備であり、更新サイト

の東側に位置している。また、新設サイトから更新サイトの変電所まで自営線を通してつなぐ予定であるが、地上とするか地下に埋設するか等の具体的な計画は未定である。

(委員)

4点伺いたい。

1点目は、新設サイトから更新サイトへ連系するための自営線の計画が未定であり、風車の大きさの候補を示してはいるが、確定はしていないという状況である。通常であれば、方法書の手続きにおいては、確定した計画を示していただいたうえで審査を行うものである。今回の事業計画には未定の部分が多く、事業者が適切に環境影響評価の結果を示すことができるのか不安を感じる。それについて事業者の考えを伺いたい。

2点目は、既設風車の撤去を環境影響評価の対象外としている理由について伺いたい。

3点目は、騒音の専門の委員に伺いたい。資料2-2の37ページで、超低周波音については国で示されている基準と比較することにより評価を行うとしているが、基準とする文科省の研究結果報告書が昭和55年度のものとなっている。比較する基準としては古すぎるようにも思うが、最新の研究の動向はどうか。

4点目は、今まで陸上風力発電事業を20年近く運用してきた中で、住民と事業者の関係やこれまでの経緯などについて伺いたい。

(事業者)

1点目については、現在検討している風車で出力が最大のもは海外製であるが、現時点で日本仕様となっているものがなく、日本仕様に製造するという段階である。そのため、データ等がなく、方法書等に記載できていないが、メーカーと相談しながら適宜情報を入手し、環境影響評価に反映させながら、事業を進めていきたい。

2点目については、銚子西風力発電事業については当社で計画するものであるが、既設の風車は当社の子会社である黒潮風力発電株式会社が運営し、撤去を計画しているため、当社としては環境影響評価の対象外と整理している。ただし撤去工事は本計画と連動する

ところがあるので、撤去で発生する廃棄物量やリサイクルに係る予測・評価については当社でも検討したいと考えている。

4点目については、約18年間風力発電施設を運用しているが、地元から騒音・超低周波音に関する苦情などは寄せられていない。高田町、正明寺町、船木町が既設発電所の近隣の自治会となるが、それぞれにあいさつをし、また再エネ特措法のガイドラインに基づき説明会を行った。その際も苦情などはなかった。

(委員)

撤去は別会社が実施するため環境影響評価の対象外だとの説明があったが、実質的には資本関係がある子会社が実施するものであり、同一事業とみなすのが一般的と考えるが、どうか。

(事業者)

子会社だから別事業というわけではなく、事業計画がそれぞれで進んでいるためである。今回の環境影響評価に含めるかは別として、当社でも風車の撤去に伴い発生する廃棄物量や、リサイクルすることによりどの程度廃棄物を抑制できるかなどは、予測・評価を行うことを検討したいと考えている。

(委員)

撤去工事の際は、廃棄物の発生だけでなく、工事の実施に伴う騒音や振動も発生する。あえて環境影響評価に含めないとしていることにより、近隣住民とのコミュニケーションがうまくいなくなる可能性があることを危惧している。

一般的に考えれば、撤去工事はアセス対象に含まれるという認識ではないかと思うので、そこが問題にならないか危惧している。

(委員)

資料2-2の17ページの活動要素の選定についてだが、「工作物の撤去又は廃棄」については、既設風力発電設備の撤去を行うため選定すると記載されている。また、20ページにおいても当該要素を選定するとしている。事業者としては、既設風車の撤去について環境影響評価を実施する考えと思うが、なぜ13ページには「既設撤去工事は本環境影響評価に含めない」と記載しているのか。

(事業者)

事業の一連性について、撤去のスケジュールは黒潮風力発電株式会社が検討することになり、運用から20年経過後に順次撤去する計画である。一方で本事業については、風車を撤去したらすぐに建てられるわけではない。環境影響評価の手続きを含め、関係法令の手続きを行うことが必要であり、その他にも用地を確保し、近隣住民や近隣自治会との合意形成を図ったうえで、初めて事業が実施できる。撤去後、すぐに設置工事に着工することが経済的にも理想ではあるものの、実際には連動して事業を進められないので、既設風車の撤去は別事業として分けている。

なお、資料2-2の17ページの活動要素の選定の考え方について、こちらの意図が伝わりにくい記載になっていると思うので補足する。ここでは、既設風車の撤去は環境影響評価に含めないが、新設する風車を20年運用した後の風車の撤去については含めるという意味で選定したものである。

(委員)

事務局に伺いたい。太陽光発電も含めて、ある程度耐用年数が決まっている場合は、新設する発電設備を廃棄するところまでを環境影響評価の対象とするものなのか。

(事務局)

事業者が将来を想定できるのであれば、環境影響評価に含めていただいた方がよいと思

うが、規定上の決まりについては確認し、次回以降の委員会で説明する。

(委員)

承知した。資料2-2や方法書において、現在の記載の仕方だと、既設風車の撤去を環境影響評価に含めると読めてしまう。事業者においては誤解を与えないような記載に修正いただきたい。

また、先程、質問のあった超低周波音については、騒音の専門の委員に回答いただきたい。

(委員)

資料2-2の37ページ③に記載の文科省の文献は、古いものではあるがよく引用されている。ただし、この文献で実験の対象としている騒音は、風車から発生する騒音のように音圧レベルが時間変動するものでなく、音圧が一定の超低周波音である。厳密には風車から出る音とは特性が異なるため、この文献の記載をそのまま参照して議論することは望ましくないと考える。とはいえ、風車から発生する超低周波音については、現状では基準となるものはないので、事業者において現在も行われている研究論文など、様々な文献を調べていただいたうえで、文科省の文献を参考に考えるということになると思う。

新設する風車は今までよりサイズが大きくなり、施設の稼働に伴う騒音の影響が既設のものとは異なるので、事業者には十分なシミュレーションをお願いしたい。

(委員)

2点伺いたい。

1点目は、資料2-2の19ページで「土地又は工作物の存在及び供用」における「施設の存在等」について水質を項目選定しているが、具体的にはどのような影響が想定されるのか。

2点目は、全ての風車を更新サイトで更新せず、一部の風車を新設サイトに設置する計

画としている理由を伺いたい。

(事業者)

1点目については、記載の誤りであるため修正する。

2点目については、新設する風車はローターの径が大きくなるが、それに対して既設サイトの風車間の距離が近い。そうした中で、風を受ける風車の後ろに、別の風車を設置すると発電効率が落ちるため、新設する風車は新設サイトへの設置することを検討している。また、近隣住民からの離隔距離も考慮した。

(委員)

その検討の経緯について方法書に記載が無いのであれば、準備書以降の図書に記載していただきたい。

(事業者)

図書への掲載方法について検討する。

(委員)

現在の計画は、風車の設置場所が決まっていないなど未定なことが多く、新しい場所にも設置されることもあり、方法書を審査することが難しい。

事業計画に未定な箇所がある段階で方法書の手続きを行う必要があるのか。事業計画が決まってから方法書の手続きを行えばよいのではないか。

(事業者)

事業全体の行程について、アセス手続のスケジュールや既設風車の耐用年数を考慮して検討した。その結果を踏まえて現在方法書の手続きを行わせていただいている。

(委員)

事業の行程の兼ね合いで、現在方法書の手続きを行う必要があるということは理解できる。しかし、方法書の手続きでは、確定した事業計画がある状態で、その環境影響がどうか審査を行うものであり、核心的なことが分からない段階で審査することは難しいと感じている。こうした不確定な中で審査すると、不確定な審査結果になってしまう。事業者におかれては、今後計画が確定したものについては、できる限り追加で資料を提示していただきたい。

(事業者)

未確定の要素が多数あり申し訳ない。御指摘のとおり、追加で提示できる資料については進捗に応じて、適宜示させていただく。

(委員)

更新サイトに設置する4基の風車の設置場所は、少なくとも地権者との問題は発生しないのでおそらく確定だと思う。本事業全体で設置する風車は6～7基と記載されているということは、新設サイトに設置する最大3基の風車のうち、2基の設置場所はほぼ確定していると考えてよいか。

(事業者)

御認識のとおり、2基に関しては地権者の同意が取れている。

(委員)

そうであれば、新設サイトの3基のうち決まっている2基については、その位置を示していただいた方が良くと思う。方法書に記載はあるのか。

(事業者)

地権者交渉を近々まで行っており、方法書を提出の時点では地権者交渉が終わっておらず、図書で示すことができなかった。

(委員)

現時点では3基めの場所はいづれ確定できるかわからないものの、景観などのシミュレーションは場所を確定した上で行うものと考えて良いか。

(事業者)

少なくとも調査時点までには位置を確定させて、適切に予測・評価を行う。

(委員)

更新予定の風車の場所や、風車が17～18年経過したことによる具体的な問題について伺いたい。

(事業者)

資料2-1の10ページを御覧いただきたい。更新サイトでは現在6基の風車を設置しており、黒丸で既設風車の位置を示している。6つの黒丸のうち、一番右上のものが銚子高田町風力発電所にある風車を示しており、これを今年の夏に撤去する。残りの5基は椎柴風力発電所にあり、供用後約18年経過しており、2年後を目途に撤去する。その後、黄色い円で示した位置に新しい風車を設置する。

具体的な問題については、運用担当部署に確認した上で回答する。

(委員)

今の説明で概ね理解した。更新サイトの風車6基のうち、最も早い撤去が今年夏に予定されていることもあり、アセス手続を早く行いたいのだろう。撤去を含めて事業を全体で

見ると、実質的にはスケジュールは長い期間になるということだろう。

(委員)

先程の事業者の説明だと、「既設風車を撤去後すぐに新しい風車を建てられるわけではないので、一帯の事業としてとらえることが難しい。そのため既設風車の撤去工事を環境影響評価の対象にしない」とのことだった。そのような事情で既設風車の撤去を環境影響評価に含めないとしているにも関わらず、撤去工事の前に方法書の手続きを進める必要があるとするのは矛盾しているように思うがどうか。

(事業者)

既設風車の撤去工事の計画はあるが、銚子西風力発電事業の計画を進めるうえで必要であることから、方法書の手続きを行っている。

(委員)

本件では、既設風車の撤去は含めず、新設風車供用後の撤去については環境影響評価に含めるとしている。今回の環境影響評価の対象とする範囲について、事業者に整理いただきたい。また、事務局においても環境影響評価手続きが一般的にどの範囲となるのか教えていただきたい。

(事務局)

この事業の件も含めて事業者に上手く整理していただけるようにしたい。